

胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（滴下・半固体化栄養剤）の研修及び認定特定行為業務従事者認定証の取り扱いについて

平成 29 年 12 月 7 日

標記のことについて、平成 30 年度より、次のとおり本県の取り扱いを改めることとしたので、取り扱いにご留意ください。

1. これまでの取り扱い（～平成 29 年度）

① 実地研修について

- 第 1・2 号研修及び登録喀痰吸引等事業者における実地研修において、滴下及び半固体化栄養剤の手技を交ぜて実施する場合の研修回数は、あわせて 20 回以上とする。
- 実地研修において、滴下のみ、又は半固体化栄養剤のみの手技を修了し、認定特定行為業務従事者認定証（以下「認定証」という。）の交付を受けた者、又は介護福祉士の登録証に喀痰吸引等行為の記載をされた者は、実地研修で未実施の手技についても、現場で看護師等から指導を受けることにより実施することが可能である（第 1・2・3 号研修及び登録喀痰吸引等事業者共通）。

② 認定証の記載について

- 実地研修で実施した手技にかかわらず「胃ろう又は腸ろうによる経管栄養」と記載。

2. 平成 30 年度からの取り扱い

① 実地研修について

- 第 1・2 号研修及び登録喀痰吸引等事業者における実地研修において、滴下及び半固体化栄養剤の手技を交ぜて実施する場合の研修回数は、あわせて 20 回以上とする。ただし、滴下の研修回数は 10 回以上とする。
- 実地研修において、滴下のみ、又は半固体化栄養剤のみの手技を修了し、認定証の交付を受けた者、又は介護福祉士の登録証に喀痰吸引等行為の記載をされた者が、実地研修で実施していない手技を実施する場合は、改めて未実施の手技の実地研修を受講し、研修を修了する必要がある。
なお、第 1・2 号研修及び登録喀痰吸引等事業者における胃ろう又は腸ろうによる経管栄養の実地研修（追加）の研修回数は 10 回以上とし（最終的な累積成功率が 70% 以上、最終 3 回のケアの実施において不成功が 1 回もないこと）、第 3 号研修の実地研修（追加）は、指導看護師による評価により、問題ないと判断されるまで実施することとする（連続 2 回全項目が「ア」となること）。

兵庫県 健康福祉部

② 認定証の記載について

- 平成 30 年度以降に実地研修を開始し、修了した者の認定証の記載は、実地研修を実施した手技に基づき、次のとおりとする。
 - ◆ 滴下及び半固体化栄養剤の実地研修を修了した者
→ 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
 - ◆ 滴下のみ実地研修を修了した者
→ 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（滴下に限る）
 - ◆ 半固体化栄養剤のみ実地研修を修了した者
→ 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（半固体化栄養剤に限る）

3. 平成 29 年度までに実地研修を開始し、修了した者の取り扱いについて

平成 29 年度までに実地研修を開始、修了し、認定証の交付を受けた者、又は介護福祉士の登録証に喀痰吸引等行為の記載をされた者については、従前の取り扱いどおりとし、認定証の書き換えは行わない。

また、平成 29 年度までに実地研修を開始、修了した者が平成 30 年度以降に認定証の交付申請を行った場合でも、従前の取り扱いどおり、認定証の記載は「胃ろう又は腸ろうによる経管栄養」とする。

4. 県外の登録研修機関等で研修を修了した者の取り扱いについて

県外の登録研修機関等で研修を修了した者については、県外自治体の取り扱いにより、認定証を交付する。

5. 取り扱いの変更にかかる経緯

「喀痰吸引等業務の施行等に係る Q&A について（その 2）（厚生労働省 平成 23 年 11 月 21 日付事務連絡）」No. C29 について、「別途十分な講義・演習・実地研修を実施」とは、登録研修機関等において研修を実施し、修了する必要があるという趣旨であると、厚生労働省より回答があったため。